

みんなが輝く どんなときも支え合える 理想のまち

第3期 みどり市地域福祉計画

地域福祉活動計画 令和2年度～令和6年度

概要版



桐生大学短期大学部アート・デザイン学科 大谷咲貴さんの作品

地域福祉について

それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組む考え方は、

制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、住民やボランティア、行政・関係機関、社会福祉関係者が協働して実践することによって支えられています。



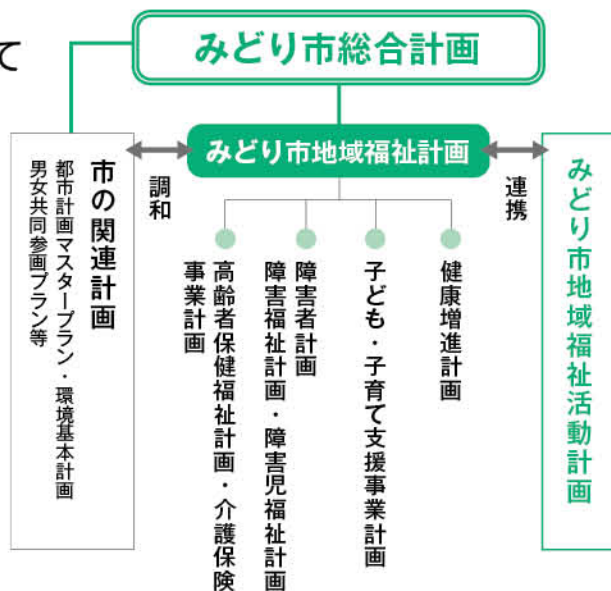
みどり市マスコットキャラクター
みどモス

みんなで
住みやすい
みどり市に
しようモス!

地域福祉計画・地域福祉活動計画について

「みどり市地域福祉計画」は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進に関する事項を基本に策定するものです。みどり市総合計画を上位計画とし、高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの分野別計画の上位計画として位置づけ、地域生活課題に関連する市の計画との調和を図っています。

「みどり市地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進役である社会福祉協議会(社協※)が市民や関係機関・団体などとともに取り組むための行動計画で、地域福祉の実現をするために地域福祉計画と相互に連携を図ります。



計画の基本理念

私たちは地域の一員として、地域の人たちと協力して生活しています。地域には、子ども、高齢者、障がい者など支援が必要な人や、サービス事業者、各種団体、NPOやボランティア活動をしている人などさまざまな人たちがいます。

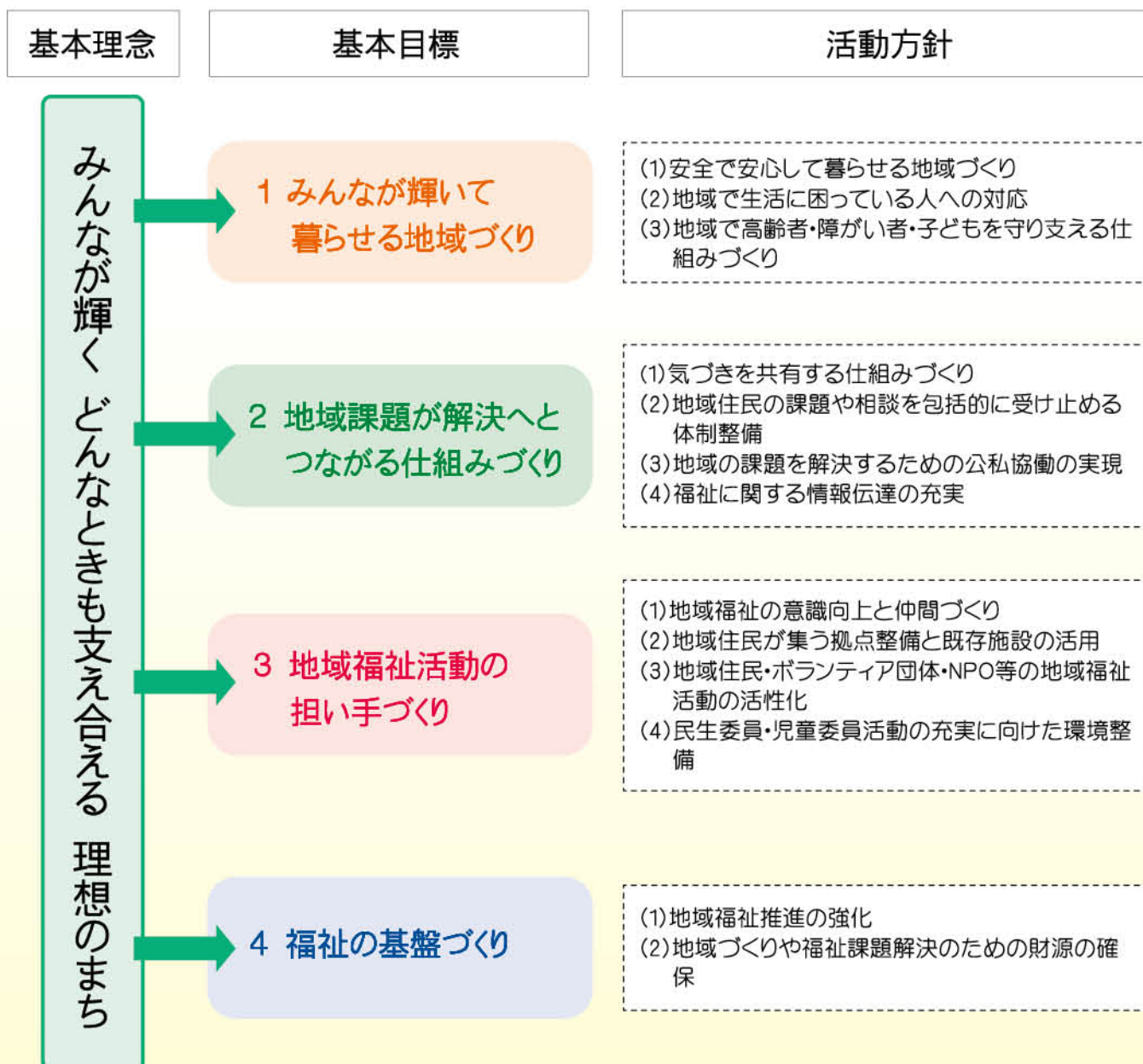
誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができ、誰もがいきいきと生活できるみどり市にするためには、支え合い、学び合い、協働する仕組みをつくることが求められています。

市および市社会福祉協議会は、本計画の基本理念(キャッチフレーズ)について、第1期・第2期の基本理念を継承し、『**みんなが輝く どんなときも支え合える 理想のまち**』とし、市民、関係機関などと連携・協働しながら実現に努めます。



桐生大学短期大学部アート・デザイン学科
小松原地星さんの作品

計画の体系



地域福祉地区別座談会から

地域福祉地区別座談会で市民から出た地域の課題と解決のアイデアです。各地区で参考にして実践していきましょう。



●笠懸中学校地区（4・5・8～10区）

地域の課題	解決のアイデア
通学路に不審者が出るが多くなってきました。	→ 協力して地域内のパトロールを実施しましょう。
認知症の人や障がい者への対応が分かりません。	→ 講習会を開催して学び、積極的に付き合っていきましょう。
隣近所に貧困で困っている人がいても発見できません。	→ 普段から近所で声掛けやあいさつをし、近隣の情報を共有しましょう。
子どもが遊べたり、子どもを預けられる場所がありません。	→ 公民館や校庭などの開放を提案しましょう。
地域のイベントに集まる人が固定化されています。	→ 役割を増やし、色々な人を巻き込む企画をしていきましょう。

●笠懸南中学校地区（1～3・6・7区）

地域の課題	解決のアイデア
交通量が増えて、危険な箇所があります。	→ 危険な箇所を把握して、住民同士で見守りをしていきましょう。
近所づきあいが希薄化しています。	→ 住民同士で声を掛け、気をつかい、お互いに関心を持ちましょう。
ひとり暮らし高齢者への支援が難しいです。	→ 高齢者・引きこもりがちな人の情報を地域で共有していきましょう。
子どもを安心して遊ばせる場所がありません。	→ 地区公民館を開放して、子どもの居場所づくりをしましょう。
ボランティア活動している人が少ないです。	→ 住民で声を掛け合い誘い合ってみましょう。

●大間々中学校地区（1～5・9～12・14～17区）

地域の課題	解決のアイデア
歩道や通学路が狭く、交通整備がされていません。	→ 通学時に地域住民で見守りしましょう。
ひとり暮らしが多く、空き家も多くなってきています。	→ 地域で見守り隊を編成しましょう。
高齢化により移動手段の対策が必要になっています。	→ 声掛けや移動ボランティアで助け合いましょう。
子どもや若い世代が少なく、地域行事の運営が大変になっています。	→ 地域行事の時間帯を広げてみましょう。
ボランティア参加者が高齢化しています。	→ ボランティアの有償化を拡大して若い人を増やしましょう。

●大間々東中学校地区（6～8・13区）

地域の課題	解決のアイデア
空き巣などがあり、防犯対策が必要です。	→ 近隣住民と見回りをお願いできる関係をつくりましょう。
ひとり暮らし高齢者が増えています。	→ 民生委員任せにせず、地域で見守りをしましょう。
高齢になって、車を運転できなくなったときの移動手段が心配です。	→ 市の広報紙や社協だよりから福祉サービスの情報を得ましょう。
少子化や高齢化によって、地域の活気がなくなっています。	→ 近隣住民で世代間交流できる行事を企画しましょう。
商店街の店舗の閉店で、空き家が増えています。	→ 空き家を利用してできることを考えていきましょう。

●東中学校地区（1～5区）

地域の課題	解決のアイデア
地域の中に人づきあひしない人がいます。	→ 積極的に声を掛け、話し掛けてみましょう。
人が少なく窃盗の危険性があります。	→ 地域の見守りを行い、不審なことがあったらすぐ通報しましょう。
高齢者が増えているため、特にひとり暮らし高齢者の見守りが必要です。	→ みんなで見守り、情報を共有していきましょう。
行事の開催が難しくなってきました。	→ 市内の団体を巻き込んだり開催方法を工夫してみましょう。
隣組の件数が減り、隣組活動もできず存続が心配です。	→ 隣組の合併や別の隣組との協力体制を考え、地域に合った活動をしましょう。

基本目標達成のための活動方針

基本目標 1 みんなが輝いて暮らせる地域づくり

【目指す姿】 誰もが地域を構成する一員であることを認識し、近所づきあいや地域のつながりを深める中で、地域の課題に早期に気づき、その解決のために活動します。

活動方針(1) 安全で安心して暮らせる地域づくり

市民・地域の役割

- 一人ひとりが地域でコミュニケーションを図り、いざという時に助け合える関係を築いていけるように心掛けましょう。
- 地域の安全を確認し、必要に応じて危険箇所の改善を市に要望しましょう。
- 地域の防犯・防災活動や災害時に備えた支援活動を拡充し、積極的に参加・協力しましょう。

市の役割

- 犯罪の未然防止と、市民の防犯意識の向上
- 交通安全施設や通学路等の計画的改修。危険な道路の改良実施
- 空き家の適正な管理を助言
- 適正な農地管理、耕作放棄地対策の推進
- 地域防災力の向上と災害情報の一斉・正確な伝達

社協の役割

- 地域が実施する防犯・防災活動の支援
- 災害ボランティアセンター機能の強化
- 災害時の支援者育成と災害ボランティアグループの活動支援
- 学生の災害ボランティア参画に向けた桐生大学・大間々高校との連携

活動方針(2) 地域で困っている人への対応

市民・地域の役割

- 各家庭で基本的なあいさつを身につけ、地域の人ともあいさつを交わしましょう。
- お互いに誘い合って積極的に地域の行事に参加しましょう。
- 犯罪を償った人の社会復帰に理解を示し、更生と自立に協力しましょう。
- できる範囲で生活に困窮した親族や知人などの生活を支援しましょう。

市の役割

- あいさつ運動の展開と励行
- 再犯防止推進計画を策定
- 制度のはざまにいる人や世帯に支援を行う仕組み研究
- 自殺対策の推進
- 生活困窮者に対する自立への支援策展開
- 公共交通の利便性向上

社協の役割

- 立ち直ろうとする人たちを見守る更生保護活動への協力
- 生活困窮世帯の自立に向けた適切な資金貸付と相談支援



活動方針(3) 地域で高齢者・障がい者・子どもを守り支える仕組みづくり

市民・地域の役割

- 自主的な高齢者サロンを運営できるよう指導者と住民で協力しましょう。
- 積極的に地域の介護予防活動に参加し、健康寿命を延ばしましょう。
- 地域の世代間交流の機会や地域子育て支援センター、子育てサロンなどを活用し、子育て経験者や同じ子育て世代と積極的に交流・情報交換しましょう。
- 判断能力が不十分な人に対する権利擁護事業に理解を深めましょう。
- 高齢者や障がい者(児)なども力を発揮できる環境設定のなかで、地域づくりの担い手として参加しましょう。



市の役割

- ハード、ソフト両面で子育てしやすい環境整備
- 地域包括ケアシステム(※)の充実、成年後見制度の利用促進、社会参加促進のための支援
- 障がいの有無にかかわらず共に支え合う心の育成と地域の支え合いを推進
- 各年代に適した健康づくり、介護予防事業の取り組み

社協の役割

- 地域の主体的な健康づくり活動の支援
- 障がい者の日常生活の支援
- 子育て世帯同士の交流の場の周知と利用促進
- 地域における支え合い活動の話し合いの場への積極的な参加
- 交通遺児への経済的就学援助
- 高齢者・障がい者の権利擁護事業の推進

基本目標2 地域課題が解決へとつながる仕組みづくり

【目指す姿】 地域内の課題や情報を共有できる圏域が設定されていて、充実した福祉のネットワークやサービスにより、地域で支援が必要な人へ、必要となった時に、必要な支援がつながります。

活動方針(1) 気づきを共有する仕組みづくり

市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none">一人ひとりが地域でコミュニケーションを図り、地域の中の異変や課題を話し合える関係を築いていけるよう心掛けましょう。地域の中でさりげない声掛けや見守りを行い、必要に応じて関係者に橋渡しする意識を持ちましょう。
市の役割	<ul style="list-style-type: none">民生委員・児童委員、保護司、母子保健推進員、地域との連携や、民間との見守り活動の協定を有効に活用した、深刻な事態になる前の早期発見
社協の役割	<ul style="list-style-type: none">関係者同士の情報交換や連携の支援地域が進める見守り活動の支援

活動方針(2) 地域住民の課題や相談を包括的に受け止める体制整備

市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none">隣近所に関心を持ち、悩みや困りごとを抱えている人がいたら、話を聴いてあげましょう。
市の役割	<ul style="list-style-type: none">相談窓口の一覧を作成し市民へ周知行政、社協、社会福祉法人の連携・協力体制の構築地域包括ケアシステムの充実
社協の役割	<ul style="list-style-type: none">相談窓口の連携強化と市民への周知福祉部内の情報共有の支援支援が必要な人の情報収集

活動方針(3) 地域の課題を解決するための公私協働の実現

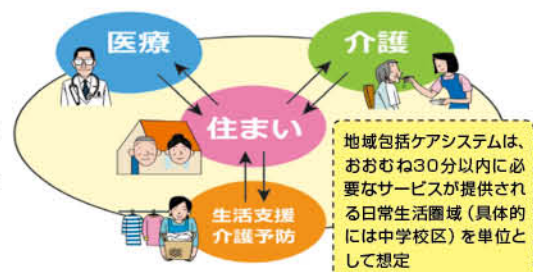
市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none">住民の支え合い活動について理解を深め、支え合いに協力しましょう。地域の具体的なニーズを市や社協に伝えましょう。
市の役割	<ul style="list-style-type: none">複雑多様化した地域生活課題解決のための関係機関の連携
社協の役割	<ul style="list-style-type: none">支え合い活動の周知とボランティアの育成地域課題や社会資源の発掘と開発による支援する体制づくり社会福祉法人の地域公益事業の把握と連携

活動方針(4) 福祉に関する情報伝達の充実

市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none">公的な情報に関心を持ち、積極的に広報紙などから情報を得ましょう。身近で情報を手にとりづらい人や困っている人に気づいたら、行政機関などにつなぎましょう。
市の役割	<ul style="list-style-type: none">福祉の制度やサービスについての分かりやすい説明障がいのある人への情報伝達配慮福祉に携わる人への積極的な情報提供
社協の役割	<ul style="list-style-type: none">社協だよりの発行見直しと、情報提供の強化さまざまな機会での福祉関連情報の提供障がいのある人でも入手できる情報発信

用語解説

地域包括ケアシステムとは…高齢者が要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで送れるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援といったサービスを一体的に提供するシステムのことで。



基本目標3 地域福祉活動の担い手づくり

【目指す姿】 障がいの有無や年齢にかかわらず、住民が地域福祉に関する高い意識を持ち、積極的に地域福祉活動に参加します。

活動方針(1) 地域福祉の意識向上と仲間づくり

市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none">● 家庭の中で、基本的な社会のルールやマナーを大人が手本となって子どもに示しましょう。● 一人ひとりが地域の一員であるという自覚を持ち、地域活動に積極的に協力・連携して地域の活性化につなげましょう。● 市や社協が実施する地域づくりなどの研修会に参加しましょう。		
市の役割	<ul style="list-style-type: none">● 地域活動参加のきっかけづくりに対する支援● 環境教育やペットの飼い方などのマナー意識の向上● 市内に居住する外国人が地域の一員として生活をしていくための後押しとなるような国際交流事業の実施	社協の役割	<ul style="list-style-type: none">● 地域福祉活動の啓発、助け合う意識や地域福祉を学ぶ機会の推進● 学校や地域福祉団体と協力した福祉教育● 地域の仲間づくり、地域福祉活動、世代間交流の支援● 福祉団体が実施する社会性が高まる活動や団体間交流活動の支援

活動方針(2) 地域住民が集う拠点整備と既存施設の活用

市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none">● いろいろな人が参加できるように、企画の日時や内容などを工夫しましょう。● 地区公民館や集会所などを、交流や仲間づくりの場、健康活動の場として活用しましょう。		
市の役割	<ul style="list-style-type: none">● 高齢者や子育て中の人たちの仲間づくりを支援● 認知症カフェを自主的に運営する取り組みを支援● 地域住民が気軽に集まれる場となるよう、地域の公共施設や空き店舗、空き家などの活用を支援	社協の役割	<ul style="list-style-type: none">● 公民館や既存施設で活動する団体の啓発● 地域の居場所づくりについて住民が学べる機会づくり

活動方針(3) 地域住民・ボランティア団体・NPO等の地域福祉活動の活性化

市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none">● 市や社協が発信するボランティア情報に関心を持ち、ボランティア登録しましょう。● 社協が実施するボランティア講座に参加し、無理なくできる身近なことから活動を始めましょう。● ボランティアをする側・受ける側が、ともにボランティアを正しく理解し、感謝し合ってボランティア活動に取り組みましょう。		
市の役割	<ul style="list-style-type: none">● 継続的で発展的な市民活動の推進	社協の役割	<ul style="list-style-type: none">● ボランティアセンターの活動強化● ニーズに即したボランティアの各種講座の実施、担い手の育成● ボランティアグループの活動啓発による市民の関心の向上・仲間づくりの支援● NPO 活動の情報収集● 積極的なボランティアの受け入れ、活動先の発掘と拡充● ボランティアが活性化する方策の検討



活動方針(4) 民生委員・児童委員(※) 活動の充実に向けた環境整備

市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none">● 地域で地元の民生委員・児童委員とその活動を紹介しましょう。● 民生委員・児童委員活動への理解を深めましょう。		
市の役割	<ul style="list-style-type: none">● 民生委員・児童委員活動が広く市民に理解と協力を得られるよう積極的に周知● 民生委員・児童委員活動の範囲の明確化と支援	社協の役割	<ul style="list-style-type: none">● 民生委員児童委員協議会と連携した地域福祉の推進

基本目標4 福祉の基盤づくり

【目指す姿】 地域福祉を長期にわたり継続的に推進していけるよう、体制、財源両面での確保を目指します。

活動方針(1) 地域福祉推進の強化

市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協活動に関心を持ち、理解を深め、積極的に参加・協力しましょう。 ● 社協と連携して地域の主体的な福祉活動を推進しましょう。
市の役割	社協の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 社協の運営に対する援助 ● 社協と市の事業の連携や社協の事業活動の周知 ● 幅広い関係者による地域福祉計画推進の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業・指定管理施設の見直しと社協組織体制の強化 ● 多様な福祉課題に対応できる人材の確保・育成と財源の確保 ● 地域の実情と課題の積極的な把握 ● 地域福祉活動計画推進の検証

活動方針(2) 地域づくりや福祉課題解決のための財源の確保

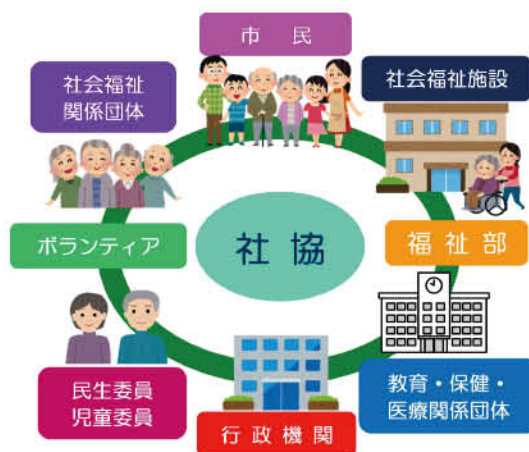
市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 募金運動への理解を深め、募金に協力しましょう。 ● 廃品回収など地域の財源確保に向けた収益活動に積極的に協力し、収益金を福祉活動にも活用しましょう。 ● 地域の福祉活動に対して交付される補助金を積極的に活用しましょう。
市の役割	社協の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉計画の進捗状況の適切な評価による課題の明確化と、その課題解決のため地域福祉推進に関する、国・県の補助金や介護保険など財源の情報収集・有効活用 ● 市民に募金運動への理解と協力を呼びかけることによる財源確保と助け合いの意識の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協会員の加入促進 ● 共同募金運動の啓発 ● 社協会費・共同募金などの有効活用



用語解説

社協(社会福祉協議会)とは…社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき地域福祉の推進を図るための重要な団体(社会福祉法人)として位置づけられています。その目的は、市民の皆さんが抱えている福祉の問題を地域全体の問題として捉え、福祉活動を通して福祉コミュニティをつくることと地域福祉を推進することです。

社協の運営は、行政区を通して市民の皆さんから会員を募り、地域の福祉関係者や住民組織の代表などによって活動しています。また、その財源は会員の皆さんからの会費や共同募金、行政からの補助金や事業委託金などで成り立っています。



民生委員・児童委員とは…民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の推進に努めています。また、全ての民生委員は児童委員も兼ねています。



児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

みどり市では115人の民生委員・児童委員が担当地区で活動しています。

相談窓口（電話番号）一覧

保存版

障がいに関する相談窓口

市役所 笠懸庁舎社会福祉課 0277-76-0975
大間々庁舎大間々市民生活課 0277-76-1846
東支所東市民生活課 0277-76-0984

相談支援事業

発達・相談支援センターつむぎ 0277-32-6222
障害者福祉センター相談支援事業所 0277-76-4700
相談支援事業所はーと 0277-47-7177
ゆうあいねっと相談支援事業所 0277-74-6066

※地域の障がい福祉に関する相談を行っています。

健康に関する相談窓口

健康相談・栄養相談・歯科相談・こころの健康相談
乳幼児健康相談

笠懸保健センター 0277-76-2510
大間々保健センター 0277-72-2211
東支所 0277-76-0984

※歯科相談・こころの健康相談は大間々保健センターのみで行っています。

※それぞれ日程などは、市の広報またはホームページで確認してください。

消費生活問題に関する相談窓口

みどり市消費生活支援センター 0277-76-0987

※高齢者を狙った詐欺、悪質商法、インターネット販売トラブルなどの消費者問題に、専門の相談員が解決のためのお手伝いをしています。

ボランティアに関する相談窓口

社協 地域福祉推進課 0277-76-4111

※ボランティア活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介を行っています。

防災・防犯に関するお知らせ・相談窓口

防災・防犯のメール配信サービス t-midori@sg-m.jp

※上のメールアドレスまたは右の二次元コードから登録が必要です。

市役所 危機管理課 0277-76-0960



第3期 みどり市地域福祉計画 地域福祉活動計画 令和2年3月発行

概要版

〔発行者〕

みどり市 保健福祉部 社会福祉課

みどり市笠懸町鹿 2952 番地
TEL 0277-76-2111 (代)
FAX 0277-76-9089

社会福祉法人
みどり市社会福祉協議会

みどり市笠懸町鹿 250 番地
TEL 0277-76-4111 (代)
FAX 0277-76-2828

高齢者に関する相談窓口

みどり市地域包括支援センター笠懸 0277-47-7551
みどり市地域包括支援センター大間々 0277-47-7552
みどり市地域包括支援センター東 0277-47-7553

市役所 笠懸庁舎介護高齢課 0277-76-0974

※介護保険や保健・医療・福祉サービス、権利擁護(成年後見・虐待・消費者被害など)の相談を行っています。

子どもに関する相談窓口

市役所 こども課 家庭児童相談室 0277-76-2114

こどもホットライン24(児童相談所)

〈フリーダイヤル〉 0120-783-884

〈携帯からは〉 027-263-1100

〈全国共通ダイヤル〉 189

※児童に関する悩みや心配について相談に応じ、児童や保護者を応援します。

生活保護に関する相談窓口

市役所 笠懸庁舎社会福祉課 0277-76-0975

大間々庁舎大間々市民生活課 0277-76-1846

東支所東市民生活課 0277-76-0984

※生活保護制度について知りたい、生活資金に困っているというときは相談してください。

地域の民生委員・児童委員に 相談したいときは

市役所 笠懸庁舎社会福祉課 0277-76-0975

大間々庁舎大間々市民生活課 0277-76-1846

東支所東市民生活課 0277-76-0984

※お住いの地域を担当する委員を紹介します。



桐生大学短期大学部アート・デザイン学科
原口萌香さんの作品